

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度設楽町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

設楽町長 横山 光明

理 由

公共下水道特別会計において執行する公共下水道施設整備工事について、繰越明許予算とする額が確定したことにより、財源である一般会計繰出金についても繰越明許予算とする必要があるため。

令和2年度設楽町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度設楽町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年3月31日

設楽町長 横山光明

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
7 土木費	5 公共下水道費	公共下水道特別会計繰出金	千円 24,460